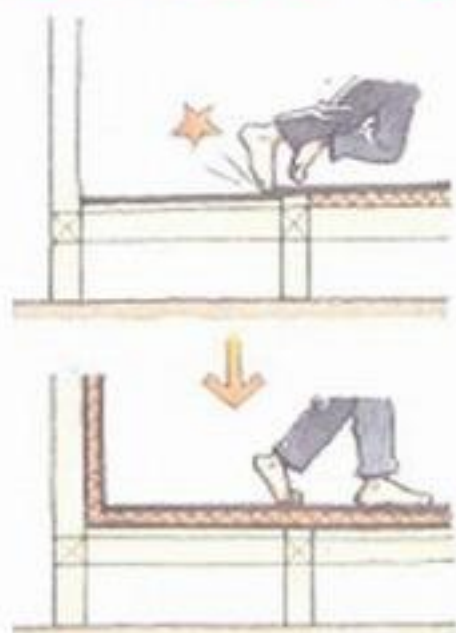


【介護保険を利用する 住宅改修工事】



＜住宅リフォーム推進協議会発行 性能向上リフォームガイドブックより＞

＜介護保険の対象となる住宅改修＞

- 和室の入口の段差解消
- 開きドア⇒引き戸(開きドアから引き戸への変更)
- 和式トイレ⇒洋式トイレ(和式から洋式へ便器の交換)
- 畳床⇒フローリング床
(畳の床から、フローリングへの変更)・・・など

＜住宅改修費について＞

住宅改修支給金は**20万円**まで利用でき、
お客様(被保険者)は**1割の負担**で済みます。

※20万円の工事の場合※

■例えば・・・和式トイレを洋式トイレに交換するなど

¥200,000	⇒	¥180,000	+	¥20,000
住宅改修費		介護保険9割		自己負担1割

201104-010



湘南地域で年間180棟の完工実績
高気密・高断熱・健康住宅の
株式会社 **田辺工務店**

一級建築士事務所

〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭6964

☎ **0466-81-6316**

☎ **0120-147-145**

<http://www.tanabe-koumuten.co.jp/>

info@tanabe-koumuten.co.jp